

指定短期入所生活介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社A・S・Fが開設する ショートステイ いちご が行う指定短期入所生活介護の事業及び介護予防指定短期入所生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 一人一人の意志及び人格を尊重し利用前の居宅における生活と利用中の生活が連動したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

1. 名称 ショートステイ いちご
2. 所在地 秋田県秋田市牛島東七丁目8番37号

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 医師 1名（嘱託）
医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
3. 生活相談員 1名（管理者兼務）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、その他必要な助言その他援助を行う。
4. 看護職員（機能訓練指導員兼務） 1名
看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持の為の適切な措置をとる。
5. 機能訓練指導員（看護職兼務） 1名
利用者の動作能力維持等の訓練を行う。
6. 栄養士 1名
栄養士は、食事の提供にあたり、栄養及び利用者の身体状況並びに嗜好を考慮した献立を作成する。
7. 介護職員 15名
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、2ユニット21名とする。（1階10名・2階11名）

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

1. 生活指導（生活援助等）
2. 機能訓練（日常動作訓練）
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 送迎
6. 給食サービス
7. 入浴サービス
8. 洗濯サービス
9. その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 事業所は法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該入所生活介護サービスについて、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該事業所に支払われる短期入所生活介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受ける

- ② 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する
- ③ 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて以下に定める額の支払いを受けることができる
 1. 食事の提供に要する費用は【朝食423円、昼食511円、夕食511円】とするが、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。
 2. 滞在に要する費用 1日 1,650円

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。

3. 次条に規定する送迎費用 1回あたり 184円
4. 看護体制加算 II 8円
5. サービス提供体制強化加算 II 18円
6. 夜間職員配置加算 1日 18円
7. 看取り連携体制加算 1日 64円
8. 介護職員処遇改善加算Iは、基本サービス費に各種加算を加えた、1月あたりの総単位数に5.9%を乗じた単位数
9. 介護職員特定処遇改善加算IIは、基本サービス費に各種加算を加えた、1月あたりの総単位数に2.3%を乗じた単位数
10. ベースアップ支援加算は、基本サービス費に各種加算を加えた、1月あたりの総単位数に1.6%を乗じた単位数
11. 長期利用者（実費利用などを挟み実質30日を超える利用者）については、基本報酬から30円/日の減算になります。（介護予防は算定なし）
61日目以降、介護福祉施設サービス費と同単位数の算定とする。

12. 緊急短期入所受入加算 1日 90円（緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日【利用者の日常生活の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日】を限度として算定）（介護予防は算定なし）
13. 美容師による理美容代 1回あたり 実費
14. 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
15. 短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活に於いても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費
16. 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

- ④ 第1項から第3項に規定する短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、その内容及び費用についてあらかじめ説明を行い、入居者の同意をえるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、秋田市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1. 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
2. 機能訓練室を利用する際には、その旨を申し出ること
3. 浴室を利用する際には、その旨を申し出ること
4. 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること
5. 利用者本人又は他の入居者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません
6. 前号の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（苦情処理）

第10条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理窓口を設置する等必要な措置を講じる。

- ② 提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示を求め、又は市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。
- ③ サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保健団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保健団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い改善を行う。

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（災害対策）

第12条

- ① 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- ② 管理者は、防火管理者を選任する。
- ③ 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- ④ 防火管理者は、非常災害に関する業務継続計画を立て、この計画に基づき、毎年2回、避難及び救出
その他必要な訓練を行う。

(感染対策)

第13条

- ① 従業員は感染対策として利用者の安全及び、自身の健康管理に努めるものとする。
- ② 管理者は、定期的に感染対策委員会の開催をする。
- ③ 感染対策委員会及び、施設従業員は、定期的に感染対策の備品などの管理をする。
- ④ 管理者は感染対策に関する、感染対策指針・業務継続計画を作成する。
- ⑤ 当施設は、年に2回訓練シュミレーションを行い、指針並びに業務継続計画を見直しする。

(虐待防止対策)

第14条

- ① 従業員はいかなる場合において、利用者の人権擁護、虐待の防止に努める。
- ② 当施設は高齢者虐待防止に関する指針を作成する。
- ③ 管理者は、毎月高齢者虐待防止委員会を開催する。
- ④ 高齢者虐待防止委員会の委員は、代表取締役・看護師、管理者、主任、介護従事者からメンバーを構成する。
- ⑤ 委員会の内容は全体に周知を図る。
- ⑥ 管理者は従業員または、その他関わる職員へ定期的に研修を実施する。

(身体拘束等の適正化)

第15条

- ① 身体拘束を行う際には、その様態及び時間、その際の入所者の心身状況並び、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上は開催するとともに、職員への周知を図ることとする。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- ④ 介護職員その他職員に対して、身体拘束適正化などのための研修を定期的実施することとする、

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- ① 事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
- ② 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容と

する。

- ④ この規程に定める事項の以外、運営に関する重要事項は株式会A・S・Fと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は 平成27年9月1日から施行する

令和5年3月1日 一部改正

令和6年1月1日 第12条一部改正（業務継続計画）に関する内容を追加

13条 感染対策に関する内容を追加

14条 高齢者虐待に関する内容追加

令和6年4月1日 介護報酬改正に伴い施行